

鳥栖市立鳥栖北小学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このため、本校では、いじめ防止等のための対策を推進することを目的として、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、「鳥栖市立鳥栖北小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの定義・・・いじめとは、本校児童に対し、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

- (1) すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等に関する対する取組は学校の内外を問わず行う。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して取組を進める。

3 いじめ防止等のための指導体制・組織

- (1) いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」のメンバーは、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、該当学年の学年主任、学級担任とする。ただし、状況に応じて養護教諭等を委員とする場合もある。
なお、いじめの状況等により必要と認める場合は、校内委員会に外部委員(学校評議員1名、スクールカウンセラー1名、PTA代表1名)を加えた「いじめ拡大対策委員会」を設置し、その対応にあたる。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容は次のとおりである。
 - ・ 学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に係る協議等を行う。
 - ・ 学校で発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議等を行う。

4 いじめの未然防止の取組

- (1) 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (2) 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- (3) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- (4) 「生徒指導協議会」や毎週の「生徒指導連絡会」、また、「教育相談全体会」等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、対応等について協議する。
- (5) いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。
- (6) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

5 いじめの早期発見の取組

- (1) 毎月10日の「いじめ・いのちを考える日」に合わせ、アンケート調査とそれにもとづく教育相談を行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- (2) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくり、小中連携による情報共有に努め、いじめ等について相談しやすい環境・体制を整える。
- (3) 児童とふれあう時間を確保するように努め、児童の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、鳥栖市教育委員会、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(2) 重大事態への対処

いじめにより、学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または、いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるなどの重大事態が発生した場合、次のような対応をとる。

- ① ただちに鳥栖市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- ② 鳥栖市教育委員会と協議のうえ、「いじめ拡大対策委員会」を設置し、事実関係を明確にするために調査を実施する。

4 いじめの未然防止の取組

- (1) 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (2) 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- (3) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- (4) 「生徒指導協議会」や毎週の「生徒指導連絡会」、また、「教育相談全体会」等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、対応等について協議する。
- (5) いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。
- (6) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

5 いじめの早期発見の取組

- (1) 毎月10日の「いじめ・いのちを考える日」に合わせ、アンケート調査とそれにもとづく教育相談を行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- (2) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくり、小中連携による情報共有に努め、いじめ等について相談しやすい環境・体制を整える。
- (3) 児童とふれあう時間を確保するように努め、児童の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、鳥栖市教育委員会、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(2) 重大事態への対処

いじめにより、学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または、いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときの重大事態が発生した場合、次のような対応をとる。

- ① ただちに鳥栖市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- ② 鳥栖市教育委員会と協議のうえ、「いじめ拡大対策委員会」を設置し、事実関係を明確にするために調査を実施する。